（支給停止の申出の撤回）

第四十一条の三　法第二十条の二第三項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三～五　（略）

2・3　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　遺族基礎年金の受給権者は、法第三十九条第二項の規定による年金額の改定の事由が生じたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

4　（略）

（加算額対象者の不該当の届出）

第四十三条　遺族基礎年金の受給権者である配偶者は、加算額対象者が法第三十九条第三項各号（第六号及び第八号を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

（遺族基礎年金の受給権者又は加算額対象者の障害状態該当の届出）

第四十四条　遺族基礎年金の受給権者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子は、令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたことにより第三項の届書が提出された場合はこの限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～四　（略）

2　（略）

（支給停止の申出の撤回）

第四十一条の三　法第二十条の二第三項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出を撤回しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三～五　（略）

2・3　（略）

（胎児の出生による遺族基礎年金の額の改定の請求）

第四十二条　遺族基礎年金の受給権者は、法第三十九条第二項の規定による年金額の改定の事由が生じたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二・三　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二・三　（略）

4　（略）

（加算額対象者の不該当の届出）

第四十三条　遺族基礎年金の受給権者である配偶者は、加算額対象者が法第三十九条第三項各号（第六号及び第八号を除く。以下この条において同じ。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該事実があつた日から十四日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

（遺族基礎年金の受給権者又は加算額対象者の障害状態該当の届出）

第四十四条　遺族基礎年金の受給権者である十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子は、令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が令第四条の六に定める障害の状態に該当するに至つたことにより第三項の届書が提出された場合はこの限りでない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～四　（略）

2　（略）